



こんな時は
おまかせください！

様々な危険からお子様をお守りします！

「急激かつ
偶然な外来の事故」に
よるケガを補償！



通学中にケガ

病気に対する
補償もご用意
しています！



病気で2日以上入院

扶養者に万一のことが
あった場合に備えます！



扶養者が事故で
亡くなった



扶養者の5疾病
による入院・在宅
療養状態が一定
期間継続した

日常生活の損害賠償責任を
補償します！



自転車で誤って
他人に衝突



借りたバッグが盗難

被害事故を補償！

犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者
となり死亡または後遺障害が生じた

捜索費用や現地に赴くため
の交通費等に備えます！



乗っていた船舶が遭難し、
捜索救助費用を負担した

保険の対象となる方が所有する、自宅外で
携行している学用品・身の回り品に、学校の
管理下にある場合（登下校中を含みます。）
に損害が生じた場合に備えます！



登下校中、
誤ってカメラを落として壊した



登下校中、
ハンドバッグをひったくられた



こんな時は
おまかせください！

様々なトラブルからお子様をお守りします！

弁護士費用等補償します！



自転車に轢かれ、大けがを負ったが、
相手に何も対応してもらえないので、
損害賠償請求をしたい

防犯対策や転校、カウンセリング
のために負担した費用に対し
てトラブル対策費用保険金
をお支払いします！



子どもが学校でいじめを受けて
不登校になり、転校を余儀なくされた

弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） 付帯サービスの説明

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルが利用できます！



個人的な写真がインターネット上で無断に掲載され
困っており、これ以上拡散しない方法を相談したい

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。



補償ケース



傷害補償（こども傷害補償）

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、お子様がケガをした場合に保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害

ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に、保険金をお支払いします。

- *1 事故の日から45日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について45日を限度とします。
- *2 事故の日から45日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院*1した場合に、保険金をお支払いします。

- *1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について45日を限度とします。

細菌性食中毒等 補償特約

有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

【熱中症危険補償特約】

熱中症になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

【天災危険補償特約（傷害用）】

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

【特定感染症危険補償特約】

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

- *1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

【被害事故補償特約】

お子様が犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。



お子様の病気に対する補償もご用意しています。

入院・手術医療 保険金支払特約

病気で2日以上入院*1したり手術*2や放射線治療*3を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 1回の入院について60日を限度とします。

*2 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4

2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

入院療養一時金 支払特約

病気で60日以上入院が必要であると診断された場合に保険金（一時金）をお支払いします。

扶養者に万一のことがあった場合に備えます。

育英費用 補償特約

扶養者にケガによる死亡または重度後遺障害が生じた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

教育継続支援 特約

扶養者が5疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全）により入院・在宅療養状態となり、その状態が一定期間継続した場合に毎月定額の保険金をお支払いします。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

【天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）】

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により扶養者がケガをし、そのケガによる死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に、育英費用補償特約の保険金をお支払いします。また、保険の対象となる方（お子様）が地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

※天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）は、扶養者と保険の対象となる方（お子様）の補償です。



個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



救済者費用等

国内外において、お子様が急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより3日以上入院した場合等で、お子様またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。



携行品（学校管理下動産）

国内外において、お子様が所有する、携行中の家財（学用品、身の回り品）に学校管理下にある間（登下校中を含みます。）に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。



弁護士費用等（人格権侵害等）

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。

*3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りします。



トラブル対策費用

国内において、お子様が急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、またはお子様が名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ*1・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、防犯対策や転校、カウンセリング*4に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。

*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りします。

*4 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー（スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。）によるカウンセリングに限りします。

※本特約は、弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）とあわせてご加入いただく必要があります。



保険期間中に、弁護士費用等（人格権侵害等）、トラブル対策費用がセットされたタイプに変更することはできません。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年

傷害補償（こども傷害補償）

- 「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。
- ※「熱中症危険補償特約」をセットされる場合、保険の対象となる方が熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。
 - *1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 - *2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて45日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて45日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について45日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の1.0倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて45日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の1.0倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について45日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。



※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、
タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払します（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。） 等
被害事故補償特約	保険の対象となる方が、次に掲げる事故により死亡され、または所定の後遺障害が生じたことにより、保険の対象となる方またはその父母、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。）もしくは子が損害を被った場合 ・他人の故意による加害行為 ・ひき逃げ等（運行中の自動車・原動機付自転車に搭乗していない保険の対象となる方が運行中の自動車・原動機付自転車との衝突・接触等の交通事故等によりケガをされ、加害者側が必要な措置を行わずに現場を去った場合に限ります。） ▶1回の事故につき、被害事故補償保険金額を限度とします。 損害の額は、保険の対象となる方が被害事故の直接の結果として、所定の第1級から4級に掲げる後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとにそれぞれ、規定により算出された額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、算定された額の合計額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額を損害の額とします。ご契約者または保険の対象となる方が支出した、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用は、損害の一部とみなし規定に従い保険金をお支払します。自賠責保険等で支払われた金額、対人賠償保険で支払われる額や共済金の額、賠償義務者から既に取得した賠償金の額、犯罪被害者等の給付金等の額の合計額を差し引きます。保険の対象となる方が既に存在していた身体の障害または疾病の影響、正当な理由がなくて治療を怠ったなどの事由によりこの特約の補償内容の損害が重大となった場合はその事由がなかったときに相当する額を損害の額として決定して保険金をお支払します。 ※賠償義務者からの損害賠償金や他の給付金（犯罪被害者給付金）等は損害額から差し引きます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。	■次に掲げる事由によって生じた損害 ・保険の対象となる方または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの ・保険の対象となる方*1または、保険金を受け取るべき者*2の被害事故を教唆または、幫助する行為、容認する行為、過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等被害事故を誘発する行為、被害事故に関連する著しく不正な行為 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・保険の対象となる方の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます）、直系血族、3親等以内の親族、同居の親族のいずれかに該当する者が被害事故を発生させた場合 等 *1 その方の被った損害に限りします。 *2 その方が受け取るべき金額に限りします。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、
タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院医療保険金	保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）による入院*2について、60日を限度とします。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気*2等
手術医療保険金	保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1または放射線治療*2を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 - 入院*3中の手術：入院医療保険金日額の10倍 - 入院*3中以外の手術：入院医療保険金日額の5倍 - 放射線治療：入院医療保険金日額の10倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。 *3 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *4「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
入院療養一時金支払特約	保険の対象となる方が病気を被り、保険期間中に医師等がその治療のために継続して60日以上の日数の入院*1が必要であると診断した場合 ▶入院療養一時金額の全額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）*2について、保険期間を通じて1回に限りです。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 以下のいずれかに該当する場合、後の病気は前の病気と異なるものとみなします。 - 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき - 入院をしなかった場合は、その病気の治療が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき	

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。



※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、
タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用補償特約	扶養者*1 が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等 *1 「天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態に対しても保険金をお支払いします。



※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、
タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
教育継続支援特約	教育継続支援保険金	
	【第1回教育継続支援保険金】 扶養者*1が、保険期間中に5疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全）により入院・在宅療養*2状態となり、その状態が入院・在宅療養*2状態となった日からその日を含めて免責期間*3を超えて継続したと医師等によって診断された場合 ▶ 教育継続支援保険金額をお支払いします。 【第2回以後教育継続支援保険金】 保険金支払基準日*4の翌日から翌月の応当日まで上記の入院・在宅療養*2状態が継続したと医師等によって診断された場合 ▶ 教育継続支援保険金額をお支払いします。ただし、てん補期間*5を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に ご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては 補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 医師等の指示により、職種を問わず、すべての業務に終日従事することなく、 治療に専念することをいいます。なお、死亡した後は、いかなる場合でも「入 院・在宅療養状態」とはいいません。 *3 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のこと をいいます。 *4 次のア、およびイをいいます。 ア. 第1回教育継続支援保険金の保険金支払事由に該当した日 イ. 第1回教育継続支援保険金の保険金支払事由に該当した日を含 む月の翌月以降、毎月のその日の応当日。毎月の応当日がない場合 は、その月の末日をいうものとします。 *5 同一の病気による入院・在宅療養*2状態に対して保険金をお支払いする 期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*3終了日の翌日 からの期間）のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による 扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重 大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した 病気による扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部 分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病 した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病 した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気 による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使 用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶 養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を 扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契 約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気によ る扶養不能状態*2 等 *1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼ す影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額 をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いするこ とがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気によ る扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日か ら1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年 となります。）を経過した後に扶養不能状態になったとき は、保険金のお支払対象となります。



※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、
タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年



賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶1 事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品等 *3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年



財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約＋携行品特約の一部変更に関する特約＋学校管理下財産補償特約＋保険の対象または受託品の範囲変更特約（携行品用）	国内外において、保険の対象となる方がその所属する学校管理下にある間に、所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について3,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※学校管理下とは、次の場合をいいます。 ①学校の授業中（保育等を含みます。また正規の教育活動および特別教育活動を含みます。） ②在校中（授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設*1内にいる間をいいます。ただし、学校施設*1内にいることについて、校長等が一般的に承認している場合に限ります。） ③教育活動行事（学校の教職員が引率するものに限ります。）への参加中。 ④登下校中。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート等 ・ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型、ドローンおよびこれらの付属品 ・義歯、義肢その他これらに類する物。 ・預貯金証書、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの ・クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物 ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ・商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等 ・業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物 ・動物、植物等の生物 ・法令により保険の対象となる方の所有または所持が禁止されている物 ・データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ・携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機およびこれらの付属品 等 *1 学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、生徒が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年



費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救 援 者 費 用 等 補 償 特 約 の 一 部 変 更 に 関 する 特 約 +	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ■ 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合 ■ 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ■ 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 等 ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、
 タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年



費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故*5について保険の対象になる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。 ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7 弁護士または司法書士をいいます。 *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3 ・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2 ・石綿もしくは石綿を含む製品等有する発がん性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3 ・保険の対象となる方または保険の対象になる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6 等 *1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保險期間:1年



費用に関する補償

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ト ラ ブ ル 対 策 費 用 補 償 特 約 国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担した場合 ■ 保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■ 保険の対象となる方ご本人が不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■ 保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ▶ 1つの原因事故*5について、防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用合算で20万円を限度に保険金をお支払いします。 ※防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときに、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*6、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等のご故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等有する発がん性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4 ・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等によって生じた原因事故*6である場合 等 *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *2 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *3 病気またはケガをいいます。 *4 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *6 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。